

**社会福祉法人共生会  
共生会居宅サービスセンター**

**通所介護  
(介護予防通所型サービス)  
利用契約書**

## 第1条（サービスの目的及び内容）

1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、下記のサービスを提供します。

①通所介護

②藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所型サービス

2 それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

3 提供するサービスの種類又は内容を変更する場合には、付属の「契約変更・更新合意欄」に必要事項を記載し、記名押印するとともに、変更内容に係る別紙を追加して添付します。

## 第2条（契約期間）

1 この契約の契約期間は、契約日から要介護（要支援・事業対象）認定の有効期間終了までとします。

2 前項の規定に拘らず、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者としてサービスを受ける場合にあつては、利用者の介護予防通所型サービス・支援計画に基づく期間とします。

第2項および前項に規定する契約期間満了日までに利用者からの意思表示がない場合、または介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを利用している場合にあつて、介護予防サービス・支援計画の見直し等によりサービスの継続を必要とされた場合は、この契約は自動的に更新されるものとします。

## 第3条（個別サービス計画等）

1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、「居宅サービス計画」または（介護予防サービス・支援計画）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成し、利用者に説明のうえ、これに従って計画的にサービスを提供します。

2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画または（介護予防サービス・支援計画）の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。

3 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」または（介護予防サービス・支援計画）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

## 第4条（サービス提供の記録等）

1 事業者は、サービスを提供した際にはあらかじめ定めた「サービス提供記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

2 事業者は、一定期間ごとに目標達成状況等を記載した前項の「サービス提供記録」等の記録を作成して、利用者及び居宅介護支援専門員に説明のうえ提出します。

3 事業者は、「サービス提供記録」等の記録を完結後5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧する事が出来、その写しの交付を受ける事が出来ます。

## 第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。  
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

## 第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

## 第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）を作成した居宅介護支援事業者・地域包括支援センターにその旨を連絡します。

## 第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第5条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 二 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- 三 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 四 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき
  - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
  - (二) 利用者が要介護認定（要支援認定）を受けられなかった場合
  - (三) 利用者が死亡した場合

## 第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、介護保険事業にかかる所定の保険を適用し、誠意をもってその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

#### 第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た上で、前項の規定にかかわらず、一定の条件のもとで個人情報を利用できるものとします。

#### 第11条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

#### 第12条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記のとおり、通所介護サービスの契約を締結します。

契約締結日 年 月 日

(利用者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄（ ） 印 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

(事業者)

所在地 藤沢市鵜沼1559番地 \_\_\_\_\_

事業者名 共生会居宅サービスセンター \_\_\_\_\_

社会福祉法人共生会

代表者名 理事長 川瀬 和一 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_